

Title	呉時任の『春秋』解釈について
Sub Title	On Ngô Thì Nhậm's interpretation of Spring and autumn annals
Author	嶋尾, 稔(Shimao, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	2023
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.54 (2023. 3) ,p.273- 286
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000054-0273">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000054-0273</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 呉時任の『春秋』解釈について

嶋 尾 稔

## はじめに

嗣徳33年（1880）に刊行された阮徳達口述『南山叢話』（南山堂板、嗣徳32年序）は『春秋』について次のような子弟対話を載せている。

先生はおっしゃった。『易』は規であり『礼』は矩である。規は円形を描き矩は方形を描く。『書』は金であり『詩』は璧である。金は堅く璧はつやがある。『春秋』は華やかで彩り豊かな錦であり、四経を兼ね備えている（「翁曰、易規也。礼矩也。規円而矩方。書金也。詩璧也。金堅而璧潤。春秋文錦也。兼四経者也」巻1, 17b）。

『春秋』の大義を問うたところ、先生はこうおっしゃった。曲直を正し軽重をはかって中に向かうのみである。他経についても教えを請うたところ、こうおっしゃった。『易』の二五、『書』の皇極、『詩』の正雅、『礼記』の中庸は一致している（「或問春秋大義。翁曰、中繩曲直而權輕重、趨於中而已。請問他経。曰、易之二五、書之皇極、詩之正雅、礼記之中庸、其致一也」巻1, 20b）。

19世紀後半の一人のベトナム知識人が五経のなかで『春秋』を別格扱いしていることが知られる。これがベトナムの儒教的知識人の一般的見解であった

否かについては慎重な検討を要するであろうが、少なくとも同時代の清朝で復興した公羊学派が『春秋』を変革の書と考えたのとは違う方向性がここには見られるとは言えよう。ベトナム知識人は『春秋』をどのように読んだのか。前近代のベトナム人儒者の『春秋』観について考察する手がかりとして本稿では18世紀末に呉時任Ngô Thi Nhâmが著した『春秋管見』について初歩的な考察を試みたい。呉時任は北部ベトナムの知識人名族である呉家の一員で当時の代表的な学者官僚である。ハノイの漢文字喃研究所がこの資料全体の写本を所蔵しており、このテキストに基づくベトナム語訳（部分訳<sup>4)</sup>がある。ここではベトナム語訳本に付された影印部分を使用する [Mai ed. 2002]。

黎朝の高官であった呉時任が『春秋管見』を執筆したのは黎朝末の混乱期であった。自序が書かれたのは1786年である。中部では1771年にタイソン勢力の反乱が始まり、75年にはフエに拠点を置いていた阮氏政権が打倒された。ハノイの実権を握っていた鄭氏政権内部も分裂し1782年に三府驕兵の兵乱が起こると呉時任は1786年までタイビンに避難した。この著作は避難期間中に執筆されたものである。その後、1786年にタイソン勢力がハノイを攻撃して鄭氏政権を倒し翌年から二年間黎朝皇帝（昭統帝）が実権を取り戻す。しかし、1789年に黎朝がタイソン勢力に倒されると、呉時任はタイソン朝に仕えることになる [嶋尾 2001]。

ウッドサイドはベトナムの儒教の特徴を古典原初主義Classical Primordialismと概念化し、その一事例として『春秋管見』を取り上げている [Woodside 2000:116-126]。その指摘の要点は、ベトナムの儒教的知識人が秦漢帝国成立後の中華世界秩序ではなく統一帝国成立以前の多元的状況のなかに模範を求めようとしていること、宋学的な形而上学を重視しないこと、古典を通して周代の理想を追体験しようとしていることである。前の2点は私も同意できるが、最後の点については疑義が残る。呉時任は『春秋』の解釈を通して儒教道徳の原初的追体験を目指したわけではない。漢代以降に作られた『春秋』に関する諸注釈を踏まえて現実的な実践道徳を得ることを目標としてテキストに独自の解釈を与えるという知的な営みがなされている点が重要である。

レ・フオン・ズイによれば、呉時任が『春秋管見』を執筆した意図は衰退の時代に孔子と経書の義理を尊崇し根源的真理を求めて經典に込められた儒学的価値を再確認しそれを新たに発揮することであった [Le 2020]。同氏の見解でも呉時任が新たな思想体系を生み出さず伝統的儒教思想を説いている点が強調され、後代の儒者たちの見解を踏まえて経文に独自の解釈を試みようとしている点が軽くみられている。

本稿では、呉時任が『春秋』をどのように読んだかを検討するために、『春秋管見』の呉時任の自序と二つの経文に関する解釈に焦点を当てて、呉時任が先行する春秋学的解釈に対してどのように異をたてたかを具体的に考証していくことにしたい。

## 1 独自の春秋学

本章では、呉時任が『春秋』をどう読んだかを理解する前提としてまず中国における『春秋』解釈の史的展開の大略を押さえた上で、呉時任の解釈の立場がそれらとはどのように異なるかを自序の記述を通して考察したい。

春秋時代の魯国の年代記である『春秋』に孔子の理想（義）がこめられたと最初に主張したのが孟子である。『孟子』「滕文公章句下」において、周の王道の衰退を憂慮し君臣父子の大倫を正すために孔子が『春秋』を著したと述べられている。『春秋』が実際に孔子の著作であるか否かについては諸説ある。『春秋』本文は出来事の簡潔な記述が羅列されたものに過ぎないが、そこに孔子の理想が込められているとして、その「微言大義」を考究するのが春秋学である。『春秋』の本文を経文として、その解釈である伝がつくられ、さらにそれに注釈が加えられている。漢代には順に公羊伝、穀梁伝、左氏伝が出現し、宋代には胡安国の胡氏伝がつくられている。重要人物の毀誉褒貶を中心とするが、伝によりしばしば評価が異なる [野間 2001:39-42, 48-52, 54-55] [岩本 1988; 1993; 2001] [胡 2010]。

春秋の義を考究するやり方はいろいろあるが、代表的なものが「属辞比事」である。同類の記事を集めて記述の仕方の違いを比較検討するものであ

る。代替わりで改元された年（踰年改元）の正月には「公即位」と書くのが原則であるが、それが書かれない場合にその意味を探ることになる。また用字の違いに孔子の意図を探る「一字褒貶」という方法も多用される〔野間2001:81-90〕。

呉時任『春秋管見』自序〔Mai ed. 2002:71-74〕は、「春秋之根脚」は「君父之大倫」を明らかにすることでありその「尊旨」を孟子が明確に示して世に広めたという基本認識をまず確認している。ここで呉時任は『孟子』「滕文公章句下」を若干改変して引用している。ウッドサイドは、この部分が『孟子』の引用であるとは気づかず地の文と勘違いしている。その結果、孔子が世の行く末を「惧れて」春秋を作ったという説を呉時任の見解であると見なしているが、これは間違いである。ただし、黎末の混乱期に兵乱で首都を追われた呉時任が、君臣・父子の上下秩序の壊滅に対する「惧れ」を孔子や孟子と共有していたであろうことは容易に想像できる<sup>ii</sup>。

呉時任が憂慮したのは兵乱による秩序紊乱だけではなかった。「丸暗記の学問が学者の心構えを大いに損なっている（「記誦詞章之習、大爲学者心術之病也」）」ことが問題であった。ここで呉時任は、大いなる聖人の学のなかに埋もれて大道を反省的に探究しようとしないうものを批判し、山の高さや水の深さを漫然と認識するだけで山の深きゆえんや水の深きゆえんを探求しないものに譬えている。道を知ることが学問の根本であり、その求道の門が『春秋』であり、その道は忠孝に他ならないとする。

『春秋』を通して忠孝の道を知ることの意義について、呉時任はさらに孟子の別の議論を援用し、「浩然之氣」（「公孫丑章句上」）を養うためであるとする。又、孟子の大丈夫に関する議論（「滕文公章句下」）を引いて、富貴や貧賤や威武によって心を乱されないようにすることで忠孝が堅固になるとする。富貴や貧賤や威武によって心を動揺させなければ、「篡逆」や「攘奪」や「卑倍」（下品で道理に反すること）も起こり得ない。公羊伝が「乱世を撥めてこれを正に返す」というのはこのことである。富貴や貧賤や威武によって心を乱されないようにするにはどうすればよいのか。呉時任はそのためこそ『春秋』の「微辞奥義」を一つ一つ確定し移ろわせてはいけな

する<sup>iii</sup>。『春秋』の簡潔な経文に孔子が込めた道義を探求するという春秋学の方法と孟子の不動心・「浩然之氣」や大丈夫に関する議論を組み合わせた点は兵乱に直面した呉時任の独自のアイデアではないかと思われる<sup>iv</sup>。「浩然之氣」は道義の不断の適切な実践によって育まれる勇気であり、『春秋』の反省的解釈がそのために用いられるということであろう。

呉時任は地方に避難していた5年間に『春秋管見』を執筆した。その際、まず『春秋』経文と歴史的考察（「推古」）に依拠して事理を獲得し、道理に合うことと合わないことを自力で明確に理解したという。また孟子の不動心の議論によれば道義について反省せずに志や気だけに集中すると心が動揺する（「志壹動気、気壹動志」）ので、『春秋』で忠孝という道義を理知的に学び教える必要があるという判断に至った。

## 2 三伝への異論

本章では、隠公元年の冒頭の経文に関する解釈を取り上げて検討する [Mai ed. 2002:75-78]

元年春王正月

『春秋管見』は経文の下に小字双行の割注で春秋三伝の要旨を示し、そのあとに呉時任の解釈を〈管見〉と題して述べている。胡氏伝は割注内には置かれず、本文中で言及されている（この経文については胡氏伝への言及はない）。この経文の割注の部分は以下のとおりである。

左伝、不書即位、摂也。公羊、成公意也。穀梁、先君之欲与桓、非正也。

おそらくこれだけでは何のことか理解できないであろう。『春秋管見』の読者としては春秋三伝に予備知識のある人が想定されていたのではあるまいか。

以下、三伝及び胡氏伝の解釈を概観し、〈管見〉がそれらとは異なる議論を展開していることを見ていきたい。

公羊伝は上で述べた春秋学の基本問題を次のように考察する〔岩本 1993: 3-7〕。何故元年正月なのに「公即位」を言わないのかという問いに対して、公羊伝は隱公の異母弟桓公への譲位の意志を成就させるためであると答えている。桓公は年少だが貴く、隱公は年長だが卑しいとされた。嫡子の場合には皇位継承順は年齢を基準とし、それ以外では母の尊卑に従うというのが公羊伝の理解である。その基準では桓公の母は右媵であり左媵である隱公の母より優先される。微妙な差だが、尊卑の差があった。隱公は年長でかつ賢であったので諸大夫は隱公を引き立てて即位させたが、隱公には即位の意志はなかったとされる。その時点では諸大夫が若い桓公を支持しない可能性があったので、桓公に確実に譲位をするために隱公は敢えて即位したと解釈される。『春秋』は隱公の譲位の意志を良しとして、それを史書の上で成就させるために即位とは書かなかったというのが公羊伝の解釈である。

穀梁伝も、隱公の譲位の意志を成就させるために即位を書かなかったとする点では公羊伝と同じであるが、穀梁伝はその譲位の意志を不正であるとみなす〔岩本 1988:10-11〕。隱公が不正なのは春秋が尊重する道義（天倫）では兄弟の順（長幼）が優先されるべきだからである。隱公が桓公に譲位しようと考えたのは父である先君（恵公）の意志を配慮したものであるが、先君が弟である桓公を立てたいと考えたのは天倫に悖る邪心であり、先君はそれに打ち勝って隱公を立てたのに桓公に譲位しようとするのは父の悪を成就することである。世子として父から命を受け、諸侯として王から命を受けたのに、弟に譲るのは天倫を廃し君父を忘れる不正であるというのが穀梁伝の評価である。

左氏伝は、即位を書かなかったのは、隱公が摂政となって政治を代行しただけで、即位の礼を行わなかったからだとする〔岩本 2001:16〕。隱公に対する評価は明示されていない。

この漢代の三伝を受けて宋代の胡氏伝は次のような解釈を示す〔胡 2010: 2-3, 42-43〕。隱公は先君から国を継承せず、また命を天子から受けず、諸大

夫の引き立てで即位し、争乱の発端や弑殺の原因を作ったので、『春秋』はまず隠公をおとしめることで、父子君臣の大倫を明らかにしようとした。そのために孔子は筆削を加え即位を書かないことにした。胡氏伝の解釈では、恵公の正妻が死去し、継室（正妻の継承者）である聲子（隠公の母）が家政の事を代行していた。妾である仲子（桓公の母）は妻たり得ず、桓公は隠公の庶弟にすぎず嫡子として即位する資格はない。国はあくまで隠公の国であって、隠公が桓公に譲位したのであり、左氏伝の言うように隠公が桓公の摂政になったわけではない。摂とは周公のように「君主の位は有しないが、その任務をつとめること（非其有而居之者）」であり、譲とは堯が舜に譲ったように「自分が有するものを辞退して人に与えること（推己所有以與人者）」である。恵公には嫡子がなく隠公は継室の子で年長なのであるから、礼において位を継承すべき者である。その者が桓公に位を渡すのは譲である。他方、公羊伝の子の尊卑は母の尊卑による（「桓幼而貴、隠長而卑、子以母貴」）という見解に対しては、恵公が礼を失ただけで、春秋の法ではないとして否定する。恵公が邪心をほしいままにし、隠公がその邪心の成就を図り、公羊伝が邪説を広め前漢王朝が邪議を用いたために夫婦の大倫が乱れることになった胡氏伝と評価する。穀梁伝への言及はないが、その発展形と見る事ができよう。

以上のように、左氏伝が隠公は桓公の摂政となったと解釈し特に毀誉褒貶を示していないのに対して、公羊伝と穀梁伝は隠公に桓公へ国を譲る意志があったとみなし、公羊伝はそれをよき意志であると肯定し、穀梁伝は天倫に悖ると否定した。胡氏伝は隠公が摂政となったという左氏伝の解釈を否定し、公羊伝の「子以母貴」という判断基準は礼ではないとみなし、穀梁伝に近い線で恵公と隠公をともに否定している。これらに対して呉時任は〈管見〉において摂と譲に関する別の独自の解釈を示している。

呉時任の議論では、摂とは堯に対する即位前の舜や成王に対する周公のように「その位を代行するが、その位にはいない（摂其位而不居是）」ことであり、帝位を有していないことが重視される。また、譲とは季歴に対する泰伯や余祭に対する季札のように「その国を譲ってこれを有さない（讓其国而



不有是)」ことであり、国を有していないことに着目している。それを踏まえて隠公の場合を見ると、南面して諸侯となり会盟に列しており（位を有している）、明らかに魯国を有している。そして軌（桓公）は諸公子の一人に過ぎない。こうしてみると、摂や讓という事態は成立していない。それなのに摂や讓が語られるのはなぜか。

呉時任の説明は次のとおりである。春秋の初めには古い名分倫理が残っており、隠公の母は身分が低く隠公の継承順は後であったが、諸大夫が後援してこれを立てた。そのことを周王や諸侯に誅罰されることを恐れ、名分上の問題をごまかすために位を摂しただけであると称し、事情を偽って位を譲るつもりであると称した。桓公の母である仲子については次のような独自の解釈を具体的に示している。それは隠公元年秋七月と同五年九月の〈管見〉に見える [Mai ed. 2002:80-82, 119-121]。呉時任は左氏伝に従って仲子を宋武公の娘とした上で、全く従来の解釈とは異なる話を作り上げている。恵公は仲子を夫人（正妻）としたがっていたが、礼に違反するため家政を代行させるだけにとどめた。隠公は父の意志に従い、恵公と仲子の死後、仲子を嫡母として周王に報告し、仲子の神主を父の廟（考廟）に合祀した<sup>v</sup>。隠公は父の誤った意志を成就し、仲子の子である桓公に位を譲る姿勢を見せながら、逡巡し位にしがみついて捨てきれなかったのが、桓公に弑殺されるに至った。摂と言っても本当の摂ではなく、讓と言っても本当の讓ではなかったことがこのような結果を招いたと解釈される。

呉時任は、もし「明天子」や「賢方伯」がいたなら、魯国の困難を憫んで諸公子の中から賢い者あるいは年長の者を選んだであろうとする。隠公の母は身分が低いと言っても桓公の母も嫡母ではないのだから、年長の隠公が立つべきある。そのように周王が任命書を授け諸侯がその地位を確認すれば名分は正されたはずであり、隠公が国を篡奪したという嫌疑をかけられたり、桓公が国を得ようという欲を出したりせず、弑殺の禍も生じなかったであろう<sup>vi</sup>。『春秋』の経文が「公即位」と書かないのは、まず隠公が摂でもなく讓でもなく虚名を保ち現実の災難を引き起こしたので即位を没収して罪したものである。それと同時に、諸侯の綱たり得なかった周王を責めるものであ

る。上に王と書き、下に公と書かないのは、王が王に非ず、侯が侯に非ざることを厳しく戒めたものであると呉時任は解釈している。

### 3 胡氏伝の影響

本章では桓公元年三月の次の経文に対する解釈を考察する [Mai ed. 2002: 265-266]。前章では、呉時任が三伝及び胡氏伝に対して異論を提起した例を見たが、こちらは三伝に対して胡氏伝が新たに提起した論点を呉時任が敷衍した例である（もっともこの記事でも胡氏伝への直接的言及はないのだが、以下に見る通り影響関係は明かである）。ただし、新しい論点と言っても内容的にはもっともオーソドックスな儒教思想の一つである。

鄭伯以璧假許田

経文に続く割注は以下のとおりである。

左伝、鄭人請復祀周公、卒易祊田、公許之。公羊、此魯朝宿之邑也、謂之許田、諱取周田也。穀梁、非假而曰假諱易地也。

公羊伝は、鄭が魯の「朝宿之邑」と璧を交換したことを経文はこのように記述したとする [岩本 1993:54-55]。「朝宿之邑」とは諸侯が周王に朝見するときに郊外に止まって到着を告げるために宿泊した場所のことである。許に近く田の部分が多いので許の田と称した。交換したのに何故「易える」と言わずに「假りる」と言ったのか。この邑は実際には周王（天子）の土地で諸侯は勝手に処分できないのに勝手に鄭に与えたので、これをはばかり避けた表現を用いたとされる。

穀梁伝も公羊伝同様、許の田とは魯の「朝宿之邑」であるとし、天子の土地を勝手に処分したことを諱み隠して「假りる」と記したとする [岩本 1988:33-34]。公羊伝と大きく違うのは璧と交換したのではなく相互に土地

を交換したとみている点である。鄭は隱公八年三月に邾という邑を魯に与えており、それとの交換であると説明されている。鄭は天子の巡守に随従し命を受けて泰山を祭ることが許されていたが、この邑はその際に斎戒沐浴するための邑（「湯沐之邑」）であった。范甯の注は、勝手に土地を交換し、魯の朝見も鄭の祭祀も廃されたと解説している。

左氏伝では、この件については隱公八年の伝文に具体的な記述があり杜預の注が詳しく説明している〔岩本 2001:73-74〕。許の（付近の）田とは、周の成王が魯国の「朝宿之邑」として周公旦に賜ったものであり、周公の別廟が立てられた。鄭の側の邑は左氏伝では邾ではなく祊となっているが、周の宣王の同母弟が鄭に封ぜられたときに泰山の祭祀を助けるために祊に「湯沐之邑」が与えられた。周の衰退したこの時代には、鄭は天子がもう巡守できないとみて、鄭に近い「許田」と魯に近い祊を交換したいと考えた。魯が「許田」に周公の別廟があるので躊躇したため、鄭は周公を祭りたいからという口実を作って魯を納得させた。鄭が周公を祭ることを魯は認めてはいけなし、祊の田を受け取ってはいけなしのに魯はその道徳規範を無視した。経文はしてはいけなしをした事実を諱み隠した表現を用い、璧を進呈してしばらく「假りた」のであって永久に交換したのではないという含意を示したと杜預は説明している。

胡氏伝は三伝とは全く異なる新たな視点から経文を解釈している〔胡 2010:23, 43-44〕。鄭は先に魯に贈った祊との交換ということにして「許田」を得ようとしたが、祊のほうが価値が低かったので璧を加えた。それぞれの国に近い土地を得ようとしたのは国に利があったからである。利を優先することで、先王から賜り先祖から受け継いだ土地を躊躇なく交換した（「私相貿易」）のは、君や親をないがしろにするものである。聖人はこれを悪として隠した。利とは「人欲之私」であり、利をほしいままにすれば必ず奪攘を招く。他方、義とは「天理之公」であり、天下国家に押し広げて行うべきものである。ゆえに『春秋』がこの取引を悪とするのは『孟子』卷一「兩梁惠王章句上」の冒頭で強調されている「国を利せんとすることの害（利国之害）」を防ぐためであるとされる。

なお、胡氏伝は、左氏伝に依拠して、隠公六年に既に鄭と魯の間に和平が成立していたとみているが、その際に両者が接近したのも利によるもので義ではなかったと批判している。ここでも『孟子』「梁惠王章句上」を参照し、その冒頭をよく知られた一節を若干改変して引用している（「諸侯必曰、何以利吾国、大夫必曰何以利吾家、士庶人必曰何以利吾身、上下交征利、不至於篡弑奪攘則不厭矣」太字部分は一致）。

〈管見〉は胡氏伝の解釈を引き継いで利に注目して独自の解釈を示している。まず『易経』説卦伝中の巽卦に関する記述を引いて、この経文が利と関わることを示している。呉時任は魯が「土地の近接性（定位）」を利とし、鄭が「所有耕地を拡大すること（得田）」を利として交換が行われたとみている。それは市場における取引と同様であったが（「其貿易假借如市井然」）、魯に於いてこれが礼儀上許されないとして止める人はなかった。呉時任は、左氏伝の隠公十一年条の記述にもとづき、この年周王室が鄭と領土を交換しようとしており、利のための交換を王朝が率先して行い、常態化していたとみなす。呉時任もこの状態を孟子の文言を用いて「上下交相征利」と表現している。二邑の交換自体は甚だ些細なことだが、礼儀の妨げになるという点ではその害は甚大なものである。聖人が利を好み義を忘れるものを悪としたことを『春秋』からよくよく学ぶべきであると強調している。

〈管見〉はこの当時の外交関係を左氏伝の記述に従って理解している。隠公六年に魯は鄭と和平を結び、その後齊と結んで宋と対抗した。隠公十一年には魯・齊・鄭が許を破ったが、許の管理は鄭に委ねられた〔Mai ed. 2002:166-168〕。鄭が「得田」の利を求めるという意図を持つようになったのがこの間の隠公七年のこととされる。同年三月の〈管見〉によれば〔Mai ed. 2002:138-139〕、泰山祭祀の地を魯に与えることは周王を軽んじ祖先を欺くことであったにも関わらずこのとき祊邑を鄭が魯に贈ったのは鄭が既に「許田」を得んとする策略を隠し持っていたからであると解釈されている。一方、魯がこの賄賂を受け取ることも義としては許されないが、魯は目前の利に迷って鄭の策謀に嵌ってしまった。利を見て義を忘れることがあってはならないという道德規範がここでも強調されている。

## おわりに

黎末の兵乱のなかで呉時任の著した『春秋管見』が独自の『春秋』学習の方法を提示し『春秋』経文に独自の解釈を施したものであることを明らかにした。孟子の不動心・大丈夫の議論を踏まえて、「微辞奥義」の探求を通して『春秋』の根幹である忠孝を体得し心が動じないようにすることが『春秋』学習の目標に据えられた。『春秋』の学習を通して知識人層に不動心を体得させ社会秩序の崩壊を防ぐことを呉時任は構想した。

呉時任は春秋三伝の解釈をそのまま受け入れることはなく、宋代の胡氏伝の影響を受けつつもその説をそのまま採用することもなかった。隠公の即位が書かれなかったことについて、隠公に譲位の意志があったという解釈も隠公が摂政となったという解釈も取らず、偽って摂や譲を称し逡巡しているうちに弑殺されたと解釈している。かつその責任を隠公のみに帰するのではなく、形式的に任命責任を持つ周王も批判の対象とされた。「許田」を鄭が魯から得たことについては、天子の土地を勝手に処分したことを重視する三伝の解釈を取らず、これを利に基づく交換と見なし義を軽視したことを批判する胡氏伝の解釈を継承し、所有地拡大を目指す鄭の策略に魯が嵌ったという独自の解釈を加えている。

2章では『春秋』の最初の経文を取り上げたが、これについて三伝がまず注目するのは「公即位」が書かれていないことではなく、「正月」の前に「王」と書かれていることであり、公羊伝は「一統を大なりとすればなり」と説明している。大一統の思想である。呉時任はこの問題に触れていない。他方、呉時任の弟・従弟が執筆し任が編纂した『皇黎一統志』という黎末から阮朝の成立までの同時代を扱った章回小説[陳・王主編 1986]の中では、阮氏政権と鄭氏政権の滅亡後の黎朝の一統とタイソン朝を倒した後の阮朝の「大一統」が語られている [嶋尾 2001:298-299]。当時のベトナム人にとって一統はベトナム国内の問題であって、中国を中心とする国際秩序の問題ではなかった。時間的秩序に関して中国王朝による一統の問題を語らなかったのは、ベトナム王朝が中国とは別の独自の元号を立てていることも関係がある

かもしれない。黎朝の救援依頼に応じた乾隆帝の問罪の師はタイソン朝に追われて撤退する。黎朝を護れなかった清が〈管見〉の批判する周王と同類と見なされたということは十分ありえよう。黎朝滅亡後、呉時任はタイソン朝に仕えることになるが、「明天子」、「賢方伯」をあるべき君臣関係の条件と考えた彼はタイソン朝の光中帝阮恵がそのような賢明な君主であることを切に願ったのではあるまいか。

## 注

- i 隠公、桓公、襄公（一部）、昭公の部分のみである。
- ii 孟子は、孔子の死後に楊朱・墨翟らの邪説（君臣・父子の大道を無視する）の流行で人心が惑わされていることへ対抗して禹・周公・孔子の志を継いで言論活動を行い、邪説を排除し人心を正すという問題意識から『春秋』を評価したが、呉時任の自序には邪説との対峙という視点は見られず、むしろ政治的・軍事的混乱への対応が中心的課題であった。
- iii 整理された議論がなされているわけではないが、『春秋』の「微辞奥義」の探求＝忠孝の講貫→不動心＝忠孝の体認→浩然の気という展開が想定されているようである。
- iv 『孟子』「公孫丑章句上」に見られる不動心に関する一連の議論は兵乱の中を生きる呉時任の心に触れるものであったのかもしれない。身体へのいかなる攻撃もものともせず高位の相手であろうと侮辱を許さず躊躇なく刺すタイプの勇氣（北宮黶）は正義や人道を欠く。勝てそうにない相手にもひるまず必ず勝てるという強い信念で立ち向かうタイプの勇氣（孟施舍）は気を保持する点で上よりもですが、道義の反省がない。自分を反省して道義的に正しいと確信できれば何も恐れることはないというタイプの勇氣（曾子）や日々の道義の実践が天地を覆うほどにもなる「浩然の気」こそ当時の北部ベトナムの知識人に必要なものだとして呉時任が考えたということではなかろうか。
- v 呉時任は「考仲子之宮」の「考」を考廟への合祀（祔）と解釈している。
- vi 同時期の北部ベトナムでは鄭氏政権を壟断していた鄭森が嫡子を廃し年少者を後継者としたことが兵乱を招いた〔陳・王主編 1986:3-4〕。呉時任の念頭にはそのことがあったと思われる。

## 参考文献

Lê Phương Duy. 2020. "Tìm hiểu tư tưởng đạo đức, chính trị của Ngô Thì Nhậm trong *Xuân*

*Thu Quân Kiến.*” *Tập chí Hán Nôm* 160

Mai Quốc Liên ed. 2002. *Ngô Thì Nhậm Tác Phẩm tập IV Xuân Thu Quân Kiến*. Nxb. Văn Học  
Woodside, A. 2000. “Classical Primordialism and the Historical Agendas of Vietnamese  
Confucianism.” Elaman, B.A. eds. *Rethinking Confucianism*. Los Angeles: Asia InSTITUTE,  
UCLA

岩本憲司. 1988. 『春秋穀梁伝范甯集解』 東京：汲古書院

岩本憲司. 1993. 『春秋公羊伝何休解詁』 東京：汲古書院

岩本憲司. 2001. 『春秋左氏伝杜預集解 上』 東京：汲古書院

内野熊一郎. 1985. 『新釈漢文大系〈4〉孟子』 東京：明治書院

胡安國（錢偉彊点校）. 2010. 『春秋胡氏伝』 杭州：浙江古籍出版社

嶋尾稔. 2001. 「タイソン朝の成立」 『岩波講座 東南アジア史 4』 東京：岩波書店

陳慶浩・王三慶主編. 1986. 『越南漢文小説叢刊 第五冊 皇黎一統志』 台北：台湾学  
生書局

野間文史. 2001. 『春秋学：公羊伝と穀梁伝』 東京：研文出版